砂川市規則第３０号
令和　５年１２月２８日

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

砂川市長　　飯　　澤　　明　　彦

（　別　　紙　）

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第１の規則で定める事務）

第２条　条例別表第１の１の項右欄に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

（１）　砂川市福祉医療費助成条例（昭和48年条例第20号）第８条の規定による重度心身障害者に対する医療費の助成に係る受給資格についての審査に関する事務

（２）　砂川市福祉医療費助成条例第11条の規定による重度心身障害者に対する医療費の助成に係る受給資格の喪失又は届出事項変更の事実についての審査に関する事務

２　条例別表第１の２の項右欄に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

（１）　砂川市福祉医療費助成条例第８条の規定による子どもに対する医療費の助成に係る受給資格についての審査に関する事務

（２）　砂川市福祉医療費助成条例第11条の規定による子どもに対する医療費の助成に係る受給資格の喪失又は届出事項変更の事実についての審査に関する事務

３　条例別表第１の３の項右欄に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

（１）　砂川市福祉医療費助成条例第８条の規定によるひとり親家庭の母又は父及び児童に対する医療費の助成に係る受給資格についての審査に関する事務

（２）　砂川市福祉医療費助成条例第11条の規定によるひとり親家庭の母又は父及び児童に対する医療費の助成に係る受給資格の喪失又は届出事項変更の事実についての審査に関する事務

（条例別表第２の規則で定める事務及び情報）

第３条　条例別表第２の１の項中欄に規定する規則で定める事務は、前条第１項第１号及び第２号に掲げる事務とし、同表の１の項右欄に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる情報とする。

（１）　当該申請等（申請又は届出をいう。以下同じ。）に係る重度心身障害者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報

（２）　当該申請等に係る重度心身障害者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

（３）　当該申請等に係る重度心身障害者、当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者及び当該重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者（以下「重度心身障害者及び世帯員等」という。）に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第５条第２項第１号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第１条第２項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

（４）　当該申請等に係る重度心身障害者及び世帯員等に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

２　条例別表第２の２の項中欄に規定する規則で定める事務は、前条第２項第１号及び第２号に掲げる事務とし、同表の２の項右欄に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる情報とする。

（１）　当該申請等に係る子どもに係る生活保護実施関係情報

（２）　当該申請等に係る子ども、当該子どもと同一の世帯に属する者及び当該子どもの扶養義務者（以下「子ども及び世帯員等」という。）に係る地方税関係情報
（３）　当該申請等に係る子ども及び世帯員等に係る住民票関係情報
３　条例別表第２の３の項中欄に規定する規則で定める事務は、前条第３項第１号及び第２号に掲げる事務とし、同表の３の項右欄に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる情報とする。
（１）　当該申請等に係るひとり親家庭の母又は父及び児童に係る生活保護実施関係情報
（２）　当該申請等に係るひとり親家庭の母若しくは父及び児童、当該ひとり親家庭の母若しくは父及び児童と同一の世帯に属する者並びに当該ひとり親家庭の母若しくは父の扶養義務者又は児童の養育者及び当該養育者の生計を主として維持する配偶者若しくは扶養義務者（以下「ひとり親家庭の母又は父及び児童並びに世帯員等」という。）に係る地方税関係情報
（３）　当該申請等に係るひとり親家庭の母又は父及び児童並びに世帯員等に係る住民票関係情報

（条例別表第３の規則で定める事務及び情報）
第４条　条例別表第３の１の項第２欄に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項第４欄に規定する規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。
（１）　生活保護法第19条第１項の保護の実施に関する事務　生活保護法第６条第２項の要保護者又は同条第１項の被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報
（２）　生活保護法第24条第１項の保護の開始又は同条第９項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる情報
（３）　生活保護法第25条第１項の職権による保護の開始又は同条第２項の職権による保護の変更に関する事務　第１号に掲げる情報
（４）　生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務　第１号に掲げる情報
（５）　生活保護法第77条第１項又は第78条第１項から第３項までの徴収金の徴収（同法第78条の２第１項又は第２項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　第１号に掲げる情報
２　条例別表第３の２の項第２欄に規定する規則で定める事務は、学校保健安全法第24条による援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項第４欄に規定する規則で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。
（１）　生活保護実施関係情報
（２）　地方税関係情報
（３）　住民票関係情報

（その他）
第５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この規則は、令和６年２月１日から施行する。